○根室市霊きゆう車等使用に関する補助金交付規則

昭和46年３月26日規則第９号

改正

昭和49年10月２日規則第47号

昭和50年３月11日規則第４号

昭和52年９月５日規則第30号

昭和55年１月17日規則第２号

昭和57年５月６日規則第21号

昭和58年８月20日規則第20号

昭和58年12月13日規則第28号

昭和59年９月10日規則第29号

昭和61年１月30日規則第４号

昭和63年５月31日規則第23号

平成３年９月13日規則第17号

平成４年７月６日規則第28号

平成９年４月１日規則第６号

平成10年６月17日規則第16号

平成11年４月19日規則第17号

平成26年４月１日規則第14号

平成26年７月１日規則第30号

根室市霊きゆう車等使用に関する補助金交付規則

（目的）

第１条　この規則は、根室市火葬場条例（昭和46年根室市条例第14号。以下「条例」という。）第２条の規定による蒼香苑を使用するため、霊きゆう車等を使用する市民（以下「使用者」という。）で霊きゆう車等基準使用料（以下「基準使用料」という。）を超える使用料の負担を必要とする地域に居住する使用者に対し、使用料の一部を補助し、使用者の経済的負担の均衡を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規則に定める用語は、次の定義によるものとする。

(１)　「霊きゆう車等」とは、本市で葬儀事業を営む者が、霊きゆう車として道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）に基づき運行許可を受けた車両及び法に基づき一般貸切旅客自動車運送事業を営む者と貸切について契約をした葬儀随行バスをいう。

(２)　「使用料」とは、前項の車両が運行のため「法」に基づき認可を受けた料金及び契約に基づく料金をいう。

(３)　「基準使用料」とは、前号の使用料のうち20ＫＭ未満の運行をした場合の各霊きゆう車等毎の最高額をいう。

（補助金の交付）

第３条　補助金は、使用者が基準使用料を超える使用料を支出した場合その超える額を、別表に掲げる金額を限度として交付する。

２　前項の交付範囲は、１葬儀につき霊きゆう車等１往復分とし、葬儀場所から蒼香苑までの最短距離分とする。

（補助金の交付申請及び決定）

第４条　補助金の交付を受けようとする使用者は、霊きゆう車等使用補助金交付申請書（別記様式第１号）に支出の事実を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し及び返還）

第５条　申請内容が次の各号の一に該当するときは、市長は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金がある場合は、当該取消し部分にかかわる補助金の返還を命ずることができる。

(１)　虚偽の申請をし交付を受けたとき。

(２)　申請内容に誤りがあつたとき。

（補助）

第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表

霊きゅう車等補助金交付限度額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運行距離 | 20㎞以上 | 30㎞以上 | 40㎞以上 |  |
|  |  |  |  | 50㎞以上 |
| 運行期間 | 30㎞未満 | 40㎞未満 | 50㎞未満 |  |
| （自４月16日 |  |  |  |  |
| 夏期 | 15,163円 | 27,076円 | 40,068円 | 51,991円 |
| 至11月15日） |  |  |  |  |
| （自11月16日 |  |  |  |  |
| 冬期 | 16,460円 | 29,679円 | 43,967円 | 57,186円 |
| 至４月15日） |  |  |  |  |